

京都大學經濟學會

# 經濟論叢

第六十八卷 第四・五號

鐵鋼業の共同研究について……………島 恭 彦

鐵鋼業に於ける勞働力構成……………鐵鋼業共同研究勞働班

鐵鋼業に於ける流通機構の分析……………鈴 木 重 靖

鐵鋼補給金に關する一考察……………廣 田 司 朗

---

昭和二十六年十一月

# 鐵鋼補給金に關する一考察

廣 田 司 朗

## 一 序説——鐵鋼統制

日本鐵鋼業がその出發點より軍事的性格をもつていたことは周知のところである。後進資本主義國であるわが國が明治維新以後短時日の間に資本主義的發展をなしとげるためには半封建的生産關係の殘滓をもつたままで強行的に資本主義を押し進めなければならなかつた。その過程に於て一大槓杆の役割を果したものが國家であつたことは固り論ずるまでもない。このことは先進資本主義國に伍して對抗の勢力を擴大してゆくべき國防的軍事的意圖と深く關連している。というよりはむしろそれに強く規定されていつたのである。鐵鋼が資本主義生産の基礎的資材でありまた軍事兵器生産の不可欠の素材であるかぎり、日本の資本主義發展の物的基礎の中核的存在でありまたあつたことは當然である。

他方、その經濟構造に由來する國內市場の缺少性と宿命的な自然的資源の絶對的不足は日本資本主義發展について特徴的な

性格を形づくつたが、而もこの事情は鐵鋼業に於て最も特徴的であつたといつても過言でない。

以上の點から吾々は國家の鐵鋼業への干涉を可能ならしめるものを見る事ができる。事實、度重なる戰爭の過程を経て鐵鋼業が國家統制の最大の集約的表現者であつたことは、それが國力増大の武器でありながら、而も極めて有機的糖成度の高い巨大資本を要する鐵鋼業を自生的資本蓄積を以てする民間經營に委ねることが技術的にも經濟的にも多くの困難を伴うものであつた事情よりして、當然首肯されることである。

例えば「……軍備を完全ならしめんとせば、須らく先ず其根本たる製鐵業を起すべし……」という第九議會提出の製鐵所豫算説明書に於て示される八幡製鐵所設立の際の性格が基本的特徴の一であることは、その發展の過程に於て明白に看取できるところであり、官營製鐵所は勿論として民間企業の發展の歴史が一面國家統制の歴史であるといつても過言ではないことも明かに示されている。大正六年制定の製鐵事業獎勵法と再三の改

正、國內鐵鋼業保護のための保護關稅引上、昭和九年の日鐵成立やその前後の鉄鋼一貫作業體制の強化、昭和十二年の製鐵事業法制定とそれ以後の戰時統制の強化等々——その統制は時代の背景の變化に從つて夫々異つた性格と意義をもつものであるが我が國鐵鋼業は軍事的色彩に濃厚に彩られながら國家の保護的干渉によつて肥大化してきた。而も市場の狭少性及び原料資源の不足を宿命づけられている鐵鋼業にとつては日本帝國の軍事的發展が極めて快適な安樂椅子を提供したことは疑いを容れない。然しながらこのような性格を以て巨大産業部門を形成していつた鐵鋼業の發展が果して健全な成長の過程であつたか否かは、自ら別の問題である。その軍事産業、兵器生産の物的素材提供部門の偏向はそのこと自體幾多の問題を含んでいるが、一には鐵鋼業自體の問題としてノーマルな發生過程を辿り得ず需要面に規定されて鉄鋼生産能力の著しいアンバランスを招來した<sup>(1)</sup>こと、それに關連して鉄鋼一貫メーカーの巨大な地位を確立し他の少數のメーカーとともに所謂五大メーカー（現在は六大メーカー）が獨占的支配機構を不動のものとしたこと、二には國民經濟の再生産行程より脱落してゆく兵器生産即ち消耗生産につながる部面をもつていたことは注目されなければならない。

戰時より戰後にかけて財政支出として多大の影響を國民經濟

に投げかけた盛にその是非を論議せられた國家補給金は固り上述した國家統制の一環としてなされたものに他ならない。それは一般には重要物資に對する價格差補償金——價格調整費をさしている。

補給金は例へば鉄鋼獎勵金などの前驅的形態を大正年間にも見出すことができるが、それが本格的に支給せられたのは昭和十六年に始まり、戰後は更に廣汎な形に於て實施せられている。固り戰時と戰後に於てはその意義性格には異なるものがある。戰時に於ては生産力増強と低物價政策の調整という意圖の下に行われたが、戰後では激化するインフレ下の生産復興と經濟安定のための生産の恢復を計るという意圖をもつている。然し形態上からいへば、それが價格體系の設定とともに出現し、價格統制の裏付けとして價格と生産力との間の矛盾の解決といういわば價格體系の補完的な役割を果すものであつた點は變らない。その限りに於て補給金制度は物價政策と深い關連をもつものである。

然しまたそれのみでなく、このような補給金の支拂を介して企業の採算を保證し、戰時經濟を通して形成された鐵鋼獨占資本を維持強化してゆくために實施せられた國家財政支出である點にその基本的特徴がみられる。而もこの補給金制度が國家財政支出を以て行われた點に於ても問題の一が存在するのである。それは國民の租稅負擔の増大やインフレ促進的性格によつ

て國民經濟生活の負擔を大きくしてきたのであつて、價格政策の裏付けとして一種の財政支出である貨幣形態をとりながら實はこの政策が國家權力の一現象形態であることに注目しなければならぬ。それは歴史的には獨占資本主義の段階に於て、國家による獨占資本擁護の政策が財政支出の膨脹に具現するところのものなのである。

(1) 酒井安隆「日本鐵鋼業の現状と社會化問題」大阪商大經濟研究所編「日本經濟の諸斷面」所載、鐵鋼研究會「戰後における我國鐵鋼業の動態」經濟評論第六卷第六號。

(2) 島恭彦「財政學概論」

## 二 戰時補給金政策

### I 戰時統制

滿洲事變勃發とともに軍事的見地よりする生産力擴充が要請せられそれに應じて國家財政中に占める軍事費の比重は増大の一途を辿り、鐵鋼業は、直接にまた間接に軍需に向けて奔流し、それ以前の不況を脱すると同時にその後次第に上からの統制の強化の下に立たざるを得なくなつた。急速な生産力擴充、鐵鋼原料の自給態勢、更には國內鐵鋼業の大問題である鐵鋼一貫作業體制の確立等々の諸目標の達成が要請せられると共に、日華事變—太平洋戰爭を通じて、鐵鋼業は、兵器生産、軍需充足

鐵鋼補給金に關する一考察

の課題に向つて大きく偏向し、生産、需給、消費の全般について國家統制下に置かれるに到つたのである。昭和十二年八月從來の「製鐵事業獎勵法」に代る「製鐵事業法」の制定により前記諸目標の達成を計るとともに日本製鐵中心の政策を揚棄して鐵鋼業全般に對する保護政策が採られた。更に、同年九月の「輸出入等に關する臨時措置法」に基く「鐵鋼工作物業造許可規則」（同年十月）、「鐵鋼鑄物の製造制限に關する件」（十三年四月）、「鋼製品の製造制限に關する件」（十三年七月）、「鐵鋼配給統制規則」（十三年七月）等の諸指令の實施によつて漸次國家統制が強化せられたが、戰局の進展は更に統制の強化を促した。昭和十四年歐洲大戰勃發後十五年四月には「鐵鋼需給統制規則」制定、昭和十七年四月には「國家總動員法物資統制令」に基き「鐵鋼需給の計畫化實施要領」十九年四月には「鐵鋼需給調整實施要領」が施行せられた。また他方價格統制としては、昭和十二年九月統一カルテル價格の制定が行われ、その後十六年七月國家總動員法に基く價格統制令による價格公定を實施し、同時に各種補給金の支給が施行せられた。更に統制機關としては昭和十三年商工省内に鐵鋼統制協議會を設置、十五年には日本鐵鋼聯合會を生産統制機關として指定、翌十六年には法的根據ある統制團體として鐵鋼統制會を指定して之に舊統制團體の事務を一切引繼がしめたのである。然し國家統制の衝に當るこの鐵鋼統制會は戰時利得獲得の場であつたといわれ、大

第六十八卷

二二七

第四・五號

一〇三

No. 1 物動計画における鋼材の軍需と民需

	年度計畫	軍 需	民 需	軍需比率
昭和14年	6,247 <sup>トン</sup>	3,437 <sup>トン</sup>	1,266 <sup>トン</sup>	55.0%
〃 15年	5,473	3,006	862	54.9
〃 16年	4,755	3,568	530	75.0
〃 17年	5,054	3,964	550	78.5
〃 18年	5,137	4,075	347	79.3
〃 19年	4,990	4,191	180	84.0

備考 山田亮三「鐵鋼業の危機と日本の産業構造」

國民經濟 5卷 2・3號

鐵鋼補給金に關する一考察

企業の代辯者の位地になつて、軍部と官僚と結びついて戦時國家獨占資本主義の最も集中的な縮圖を形成して来たといわれている。

以上のような國家統制の成果の如何はともかくとして、それが實質に於て保護政策の意味をもつていたことは確實で、後述するところの戦時補給金と計畫を無視した老大な軍需發注制に

よつて大きくカヴァーされながら、他産業の犠牲に於て鐵鋼業の飛躍的な肥大化と利潤の保證がなされてきたのである。

II 戦時鐵鋼補給金

昭和十六年八月 物價對策審議會に於て、「鉄鐵製造事業の採算より見て鉄鐵價格に關して特別の考慮をなすの要あり。然れど

第六十八卷 二二八 第四・五號 一〇四

No. 2 戦前戦時鐵鋼價格 (業者販賣價格)

品 種	品 種 基 準	昭和10年	戦時 用 價 格
鉄 鐵	製鋼用 2 號	47.75 <sup>円</sup>	81.00 <sup>円</sup>
棒 鋼	ベース 19m/m	89.82	189.00
山形鋼	厚板ベース 12m/m	88.50	192.00
鋼 板	厚板ベース 12m/m	108.00	248.00
線 材	普通 5.5m/m	93.27	194.00
鉄 力	0.314m/m	347.00	455.00
薄 板	13枚もの	166.20	254.00
重軌條		132.92	206.00
輕軌條		107.87	208.00
ガス管	2 吋	261.00	610.00
織用管		453.00	720.00

備考 復金資料より

も鐵鋼價格の引上は一般物價に影響する所著大なるべきに鑑み政府はこの際各般の措置を講じ鉄鐵製造事業の採算を可能ならしむると共に、鐵鋼價格は現在の程度に之を据置く……といふ方針が確立せられ、ここに戦時鐵鋼業に對する補給金制度が始められた。これに先行して昭和十五年七月公布の製鐵用輸入原料配給統制令による輸入原料値上りに對する國家補償が行われたが、昭和十五年九月の物價體系に釘づけにされた鐵鋼價格と生産力増加及び需要増加に伴う鋼の値上りを調整するために鐵鐵價格を一定の點に於て抑え、また企業に對する七分の配當

を保證し、生産増加を促進する目的の下に銑鐵補償金が昭和十六年十二月より支給された。(但し電氣銑に關しては財政支出によらず別個の措置がとられた)が然しこのような銑鐵補償金の支給のみでは鋼の値上りを抑止することを得ないために、九・一物價の線に鋼の價格を抑えるべく、昭和十八年四月より普通鋼々材及び半製品價格調整補給金が支給せられることになつた。この場合、銑鐵いづれの補償金でも個別補償が行われた。

即ち、銑鐵については、各メーカーの原價と公定價格の差額を支拂うことによつて經理保障を行つたのであり、また鋼材については、メーカー別に吊種別の原價を決定してこれと公定價格の差を支拂つたのである。この二つの補給金を二大支柱として其の他に軍の要求する資材を製造した場合に與えられる限定品種増産獎勵金や製鐵原鐵製造獎勵金、特別價格報償金、原單位切下報償金等一連の財政的支出を通じて企業の赤字は補填せられ、戦時中でも一・一%の利益率と七分配當が保證せられる結果を示しているのである。三表に於てみられるように、總計十一億圓餘りの中八六%が銑鐵補償金で、その七二%は日鐵に交付せられたといわれている。これと一・一・六%の鋼材補給金とを併せて大體補給金の九七・六%が大體獨占資本の損失補填の役割を果しているのである。

それは、戦局の深刻化とともに擴大されてゆく生産力低下及び反對に増大してゆく再生産外消費を挽回しようとする生産力

鐵鋼補給金に關する一考察

第六十八卷 二二九 第四・五號

No. 3 戰時鐵鋼業に對する補償金一覽 (單位千圓)

	昭和16年 下期	昭和17年 年度	昭和18年 年度	昭和19年 年度	昭和20年 上期	合計
銑鐵補償金	16,464	102,077	156,546	346,471	331,500	953,058
鋼材補給金	—	—	25,962	59,762	44,999	130,723
特別價格報償金	—	—	5,568	9,003	—	14,571
原單位切下報償金	—	—	—	10,307	—	10,307
限定品種増産獎勵金	—	—	15,050	2,788	—	17,838
合計	16,464	102,077	203,126	428,331	376,499	1,126,497

備考 市川弘勝「危機における鐵鋼業の展望」

增強政策と低物價政策の調整をはかるものであつたが然し當時に於てもこのような制度が批判の對象にならなかつた譯ではなく、事實種々の形で非難されたが、政府は頑強に斯かる制度の外に探べるき方策のない旨を主張したのである。いずれにせよ、このような補給金政策の強行は、それ自身が企業採算性の悪化を物語るものであるとともに、また生産増強と低物價の矛盾の

吾白でもあつたことは明白である。そのみではない。このことは國家權力と獨占資本の結合の典型的なものであり、一方に於て基礎的生產部門の製品價格を低く抑えることによつて兵器生産部門の利潤を保證し、他方當該部門には國民負擔による財政支出を通過して利潤を保證するものであつた。しかも軍需發注制及び種々の國家會社、統制團體等への出資などで、經濟官僚の登場を促し、また半面經費の膨脹によるインフレ助長の結果を伴い、所謂超重點產業方式は重工業部門の肥大を通過してここに戰時國家獨占資本主義を現出せしめたのである。

(1) 市川弘勝、前掲書

### 三 戰後補給金政策

#### I 戰時鐵鋼業の荒廢と戰後の統制

戰時中の鐵鋼業の膨脹は極めてめざましいものがあつた。しかし太平洋戰爭の進展、戰局の險悪化とともに、やがて戰時經濟の荒廢（消費財生産は大體十四、五年より縮小再生産過程に入つた）につれて鐵鋼業は十七八年をピークとして他の生産部門と同じく縮小再生産過程に轉落してゆかなければならなかつた。船舶輸送の窮迫、海外原料入手困難、設備の酷使、不熟練勞働の増大、施設の破壊等の悪條件は、それに對する技術的改革がなされたにも拘らず鐵鋼生産を荒廢せしめ、昭和十二、三年頃からの設備能力の増大も空しく、それからの生産實績の乖離

No. 4 鉄鐵生産高の推移 (單位千トン)

	生産高	
	高爐統	鉄鐵合計
昭和11年	1,972	2,007
12年	2,252	2,308
13年	2,467	2,563
14年	3,068	3,178
15年	2,869	3,511
16年	3,561	4,172
17年	3,711	4,256
18年	3,876	4,032
19年	3,034	3,156
20年	911	976

備考 鐵鋼新聞編輯部「わが國鐵鋼業の盲點」鐵鋼 2卷 10號

No. 5 鋼材生産高 1942~1944會計年度(單位千トン)

期別	1942	1943	1944
第1,4半期	1,033	1,401	1,429
第2	922	1,307	1,051
第3	1,021	1,389	1,059
第4	1,076	1,512	781
年計	4,052	5,609	4,320

備考 アメリカ合衆國戰略學調査團「日本戰爭經濟の崩壊」より

は大きくならざるを得なかつた。このような状態に於て迎えられた終戦に於て鐵鋼業は他の産業部門と同じく一時に窒息状態に陥つた。特に日本資本主義の素材の基礎を形成し、

その構造的脆弱性をもつとも端的に示している鐵鋼業がその危機を明白な形で露呈したことはない。一方に於て國民經濟の再生産過程より脱落するいわば純然たる消耗生産を擴

大してゆく軍事工業の先導の下に肥大化し、消費財生産部門の壓迫、その犠牲と對蹠的な形で擴張された鐵鋼業は戰時經濟の悪化、その終結とともに最も暗い谷間に陥込んだのである。

(1937~1944年)

No. 6 紡績業の縮少過程

年	綿紡機	労働者数
1937	12,165,000	208,154
1941	11,435,000	164,095
1942	8,646,000	115,605
1943	4,166,000	80,977
1944	3,593,000	56,006

備考 アメリカ合衆國戰時調査團、前掲書

原料資源輸入の杜絶、動力源の不足、設備の老朽化、需要減少、生産不振等、その荒廢と危機の深刻さは七表に於てもその一端を窺い知ることが出来る。しかも特に著しい現象は

普通銑と普通鋼部門における生産不振である。(之は戰後國家の鐵鋼業に對する政策の重點がこれらの部門に集中された事實と関連づけてみる場合興味深い)。このような状態は、終戰直後の麻痺状態が殆ど生産停止にも等しいことを示しているが、それが巨大資本を有する企業に於て甚しかつたことは明かである。

鐵鋼業は本來生産活動の物的基礎であつて、生産力恢復のための基礎的資材の供給者たる重要使命をもつ限りに於て、日本

鐵鋼補給金に關する一考察

第六十八卷

二三一

第四・五號

一〇七

No. 7 終戰直後(昭21)における鐵鋼業の稼働率

	鐵		鋼		材			
	熔鑪	電氣爐	平 爐	電氣爐	普通鋼	特殊鋼	鑄鋼	鍛 鋼
生産能力	5,614 <sup>トン</sup>	226	7,145	2,179	8,937	738	316	206
生産実績	140	60	167	404	296	79	73	18
稼働率	2.5%	26.5	2.3	18.5	3.3	10.7	23.1	8.7

備考 山田亮三 前掲書より

資本主義の平和的な再建過程に於ける重要な役割の擔當者であることは、決して否定或は無視しない。しかも軍事工業的偏向乃至は戰時經濟の不均等發展が一面に於て消費資料生産部門の犠牲に於てなされたこと、かくてまたいわば獨占資本主義を支える支柱が戰時經濟の進展に伴つて重工業部門に移行したこと等によつても戰後經濟の復興が根本的改革を要求するものでない限り、日本鐵鋼業の再建を要請するものであつたことを知り得よう。

戰後の國家統制は新しい構想の下に遂行されなければならなかつた。戰

争終了とともに各種統制規則は實質的に廢止せられ、戰時統制機關は解體せしめられ、(主なものとしては鐵鋼販賣株式會社と日本鐵器株式會社が二十二年七月二十一日に、鐵鋼統制會が同八月六日に廢止せられた)戰時統制は終末を告げたからである。これとともに從來の上からの國家統制を廢して自主的な統制を行うべく昭和二十年十二月にはメーカー團體として日本鐵鋼協議會が發足した。然し戰後經濟の荒廢混亂と激化するインフレはこのような自主的統制に委ねることを許さず、昭昭二十一年二月の金融緊急措置とそれにつづく新物價政策を皮切りとして再び國家統制が登場したのである。即ち、生産及び流通

面については二十一年十月の臨時物資供給調整法に基く指定生産資材割當規程と指定配給物資配給手續規定が實施せられ、重要資材たる鐵鋼についても適用せられた。この統制は經濟安定本部——道産省——業者の線に沿つて行われたが然しそれが、極めて不徹底であつたことは周知の所である。他方價格面については二十一年三月新物價體系を確立、數次に互つて改訂せられた。また安定帶物資を決定し、二本建の價格體系を設定して之に對しては補給金による國家補償を制度化し、同時に之等物資及び物價統制の事務を行う機關として二十二年四月以降進官廳たる各種公團を設置、鐵鋼は石炭及び肥料以外の安定帶物資とともに價格調整公團に於て取扱われた。更にまた資金面に於ては、金融機關の再建整備のための幾多の措置を行う外、二十

一年十月復興金融會法を制定し、復金を以て市中銀行の融資困難に喘ぐ重要産業に資金を供給、就中石炭、電力、化學或いは鐵鋼の諸企業に資金援助を行つたのである。

以上の諸施策は固り鐵鋼業のみに對する政策ではないが、その重點が石炭業と鐵鋼業に置かれたことは例えば二十二年に採用せられた傾斜生産方式によつても明白である。戰後經濟復興の重點を基礎資材提供者である生産財生産部門に置き、右炭、鐵鋼更に化學肥料生産部門に強力な國家の保護を加え、それより漸次消費財生産部門にその再建過程を押しひろめるといつた構想は、戰時を通じて極めて特徴的な産業構造の維持であり、從つてまたそれは戰時獨占資本の國家の手による再編成である。殊に戰時經濟の強行によつて荒廢した状態にあつては強力な國家財政の支援を直接的に必要としたのである。しかもその中で鐵鋼業の占めた地位の大きさは、後述するように、補給金政策に於て最も明白な姿を露呈しているのである。

## II 戰後補給金政策の展開

二十一年十一月五日の臨時閣議によつて検討せられた補助費廢止の問題は同月二十四日に指令せられた「戰時利得沒收に關するマ司令部覺書」によつて急速に押し進められた。之は戰時利得稅の計畫及び政府貸付及び補給金制度の廢止の指令であつた。かくて時の政府は「價格差補給金制度の原則的廢止等の絶對的緊縮方針を斷行する」ことを決意し、昭和二十一年度以降

區分	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年
一般費	7,733	4,334	3,300	2,990	2,731	2,731
補助費	5,602	2,595	1,781	1,461	1,202	1,202
價格差補助	2,774	1,013	529	209	0	0
特殊會社等補助	224	130	100	100	50	50
其他	2,604	1,452	1,152	1,152	1,152	1,152
一般行政費	2,131	1,739	1,519	1,529	1,529	1,529
歲出額	28,951	13,892	12,693	12,403	12,165	12,185
歲入差引額	(-)11,232	(-)1,687	(-)225	344	772	1,035

鐵鋼補給金に関する一考察

備考 國立國會圖書館調査立法考査局「わが國の補給金と財政」

の財政五ヶ年計畫に於て漸次輕減し、二十四年度以降は全廢する豫定になつていた。が然し事實がこのような計畫と凡そ縁遠いものであつたことは其の後の経過が示してゐる所である。

終戰直後の放漫な財政支出による急激なインフレの進行、物價騰貴、流通秩序の混亂等の中に國民經濟は異常な速度で崩壊えの途を辿つていたといわれる

當時、戰時中の潜在購買力が消費財に對して相對的に大きく顯在化し生産財生産部門が戰時中の荒廢による縮小再生産的進行を脱却することが出來ないような状態に照合して、各企業は流通過程よりする利潤取得、インフレ利得の確保、投機等の手段の安易な方法を選んでゐた。この時期に於て上述の財政緊縮方針が採られたのであるが、然し現實の事態はむしろ逆にインフレ及び生産危機の克服の手段として所謂安定帶物資についての補給金政策の登場を示したのである。流通過程よりのインフレ利得の獲得が企業本來の利潤獲得の形式でないことは勿論例えは大鐵鋼會社が鍋やフライパン等の消費財生産によつて購買力を狙つたとしても、それが本來的に企業再建の方策でないことはいふまでもない。當然生産過程における剩餘價值の形成とそれをの實現に移行しなければならぬに拘らず、それを困難とする戰後事情——インフレに伴う物價騰貴、購買力の低下、生産力の極度の不振等々の事情を打開し、直接的には生産された價値の實現を保證して生産財生産部門を正常な再生産軌道に引入れ、他方物價體系の維持によつて漸次國民經濟の恢復過程を圓滑な軌道にのせるべく登場したのが、補給金制度であつた。而も他面この制度が獨占經濟機構の再建を意味したことは、この政策の對象についてみても明かである。

戰後補給金政策は二十一年三月の第一次物價體系の出現を以て始まり、二十二年七月の第二次の體系を以て本格化し、二十

四年度ドッジ・ラインに到るまで國民經濟に大きな比重を占めてきた。更にこの國內補給金の他に多額の「見えざる補給金」が輸出入物資について支拂われて居り、始めて明示せられた二十四年度で八三億の數字を示している。

(註) 二十一年三月に始まる物價體系は二十二年七月と翌年六・七月に改訂乃至補正せられた。今その概略を示すと、第一次體系では基準年次(昭和九年—十一年)の價格の十倍の倍率に於て價格を公定、補給金は最少限度に止め、石炭及び食糧に集中された。第二次體系では基準年次の六五倍を限界として價格の安定帶を設け二本建の價格制度を採用し、安定帶物資(特産向石炭鐵鋼非鐵金屬、肥料及びソーダ灰)に對して補給金支給。第三次の補正は前年度の方針を踏襲し、唯價格の安定帶を基準年次の一一〇倍の線に定めた。

この補給金政策は、一方に於て復金融資という國家資金による直接的援助に裏づけられ、他方では傾斜生産方式の採用と之に伴う物資統制に支えられてきたが、老大な國家資金の支出による巨大産業中心の再建方式は物價安定の構想との矛盾を擴大し、國民の自擔に於て巨大資本を擁護する性格をもち、世の厳しい批判と論難の對象とならざるをえなかつた。而して昭和二十四年度にはドッジ・ラインの確立を以て政策の一大轉換を餘儀なくされたのである。即ち、日本經濟の自立、國內經濟の安

No. 9 戰後價格調整費關係支出 (單位百萬圓)

	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度
價格調整費	10,318	23,225	62,500	202,200
安定帶物資分		16,313	50,761	115,200
輸入物資分				83,300
その他		6,912	11,739	3,700
物資及物價調整				
事務取扱費		2,440	7,922	6,009
船舶運營會補助金	1,569	3,310	6,500	6,267
國鐵特別會計繰入		9,690	30,280	
通信特別會計繰入		4,833	6,926	
貿易資金繰入		950		
以上計 A	11,887	44,448	114,198	214,476
歲出豫算總額 B	119,087	214,256	473,146	704,667
A/B %	10.0	20.7	24.1	30.4

定のためには當然健全な財政の確立が要求せられ、従來のインフレ政策より安定政策への移行という課題が賦與せられたのである。今ドッジ・ラインについて詳説する邊はないが、所謂「竹馬經濟の脚」である國家補給金の減廢、復金の新規貸付禁止、更に輸出補給金の廢止と輸入補給金の一般會計負擔等の方針の確立は、補給金政策を含めた國家統制の後退を意味し、企業自立の方向を前面に押し出した。公團の解體乃至縮小、統制品目の整理につれて、補給金が削減乃至廢止された過程を概括的にみれば一〇表と一一表にある通りである。<sup>(註)</sup>

(註) 二十三年度に比して二十四年度の増大は一見奇異に思われるが、之は従來のような追加豫算による支出を避けて総合豫算を組んだこと、これまで隠されていた輸入補給金を計上したこと、更にまた生産數量や輸入物資量の増加によつて補給金總額が増加したことによると考えられる。而もその運用に當つては交付品目或は金額の漸次的減廢によつて節約する方針をとつたのである。

今廣義の補給金についてみても(九表参照)二十四年度二四、四七六百萬圓に比して二十五年度は九七、五三四百萬圓、比率にして三〇・四％に對して四・七％と激減しているのである。

鐵鋼補給金に関する一考察

No. 10 昭和24年度價格調整費節約額調 (單位億圓)

區分	24年度 豫算額	所要額			差引節約額
		23年度分	24年度分	計	
A 安定帶物資					
石炭	365	0	176.53	176.53	188.47
鐵鋼	416	15.12	419.43	434.55	△ 18.55
銅	28	0	14.00	14.00	14.00
肥料	174	7.80	221.57	229.37	△ 55.37
ソダ	19	0.24	18.80	19.04	△ 0.04
小計	1,002	23.16	850.33	873.40	128.51
B 前年度安定帶物資	150	150.00	0	150.00	0
C 輸入物資	833	0	731.51	731.51	101.49
D 鹽	37	0	37.00	37.00	0
合計	2,022	173.16	1,618.84	1,792.00	230.00

備考 1. 國會圖書館 前掲書 2. △印は増加額

品目	25年度 豫算	24年度豫算			24年度補 正豫算と 25年度豫 算の差額
		當初豫算額	補正による 増減	合計	
鐵 鋼	25,900	73,987	△ 16,290	57,697	31,797
肥 料	17,650	34,008	4,317	38,325	20,675
ソ ー ダ	800	3,148	△ 771	22,377	1,577
銅	0	2,800	△ 1,400	1,400	1,400
特産向石炭及び輸入炭	0	13,758	9,341	4,417	4,417
鹽	0	3,700	0	3,700	3,700
食糧及び飼料	45,650	40,604	7,194	47,798	2,148
工業用資材	0	15,191	△ 9,025	6,170	6,170
前年度安定帶物資	0	15,000	2,316	17,316	17,316
分					
總 計	90,000	202,200	△ 23,000	179,200	89,200

鐵鋼補給金に關する一考察

- 備考 1. 特産同石炭及び輸入炭は鐵鋼、肥料、ソーダ向を除く  
 2. △印は減少額 3. 大藏省「國の豫算」25年度より作成

第六十八卷 二三六 第四・五號 一一二

以上の戰後補給金政策に於て鐵鋼業の占める比重は、年と共に石炭に代つて大きく膨張し、更にその削減過程に於ても比較的残存性が強く、鐵鋼業に對する國家財政による援助の大きさはしばしば注目せられまた論ぜられているところである。今その経緯問題點について章を改めて考察しようと思ふ。

- (1) 市川弘勝、前掲書、山田亮三、前掲書

#### 四 戰後鐵鋼補給金の分析

##### I 種類

上述してきた補給金制度に於て大きな存在を示している鐵鋼補給金にはどのような種類のものがあったか。今補給金が如何なる種類に分け得るかを考察する場合、直接價格構成の要素となるべき品目に對する補給金に問題を限定する。然る限りに於ては、鐵鋼補給金は之を大別して安定帶物資補給金(國內補給金)としての鐵鋼補給金、特定産業向石炭補給金及び輸入補給金の三つに分けることができる。

先ず國內補給金については、銑鐵、外賣鋼材半製品及び完成品について支給されて居り、鋼材については普通鋼に限定されまた輸出に向けられるものには支給されない。之が本来いわれるところの鐵鋼補給金である。

(註) 昭和二十二年十一月の鐵鋼關係補給金算出に關する資

料中の品目をみれば次のようになってゐる。即ち、棒鋼、厚板、普通線材、特殊線材、薄板、鍼力、帶鋼、高級仕上鋼板、珪素鋼板、ガス管、一般管、輕軌條、重軌條、外輪、リムリングバト、サツシエバト、銑鐵（高爐及び電氣爐）、引拔鋼管、伸鐵、その他

更に特定産業向石炭補給金がある。之は動力源としての石炭の重要産業に對する影響の大きい事實に鑑み、特に重要な産業でその製品の原價中石炭費の占める割合の大きな産業（特定産業）に對して特別價格で販賣し、一般消費者價格との差額を國庫より配炭公園に補償するものであつた。之はまた同じ熱源としての石炭と電力の價格の跛行的狀態（基準年次に對して炭價三〇〇倍、電力は僅か三〇倍）を是正する意圖を持つていたともいわれている。

最後に輸入補給金については、之が豫算に明示せられるようになったのは昭和二十四年度からで、二十四年四月三六〇圓爲替レートの決定以前には貿易資金の不明な操作によつて實質的には補給金が支給されてゐた。即ち輸入物資を貿易資金特別會計を通じて賣却しかつて得た賣上代金は輸入物資に對する補償に使用せられ、入超によつて赤字となるべき同會計が赤字となる状態であつた。この不明な操作はドッジ・ラインで改善せられ、二十四年度より米國對日援助見返資金特別會計及び貿易特別會計の設置、貿易資金特別會計の廢止と共に、輸出補

給金を廢し輸入補給金を一般會計より繰入れることになつた。鐵鋼向としては、輸入銑鐵、鐵鑄石及び石炭について支給せられてゐる（但し二十三年度まではマンガ、水晶石その他の輸入副原料についても支給せられてゐた）。

## II 戰後鐵鋼補給金の経緯

戰時中の鐵鋼價格は銑鐵トン當り八一圓、丸鋼トン當り一八九圓と抑えられ、それと生産コストの差額が價格調整補給金として支給されたことは上述の所であるが、戰後二十年度下期を以て補給金撤廢と同時に之に伴う價格改訂が行われた。この價格は、年産銑鐵六〇萬トン、鋼材五〇萬トンを豫定量とし、未稼動設備は價格に織込まないという建前が採られ、特に生産條件の悪い二〇年下期については補給金が支給せられることとなつた。然しこの公定價格も、インフレの進行と豫定生産量の過大評價等のために採算がとれず、翌二十一年三月物價體系に於て改訂せられた。この場合鐵鋼は豫定生産量を銑鐵年産五八萬トン、普通鋼々材五〇萬トンとし、基準年次に對して銑鐵二七倍、棒鋼二九倍と他の公定物價より相對的に高い價格を決定した。然しこの價格でも生産不振や原價高等のために企業には尨大な赤字を生じ、このような状態に對して補給金支給の問題が浮び上り、鐵鋼協議會と各官廳の間で協議折衝の末、戰時中軍の保有していた特殊物件について二十年十二月及び翌年三月の價格改訂に伴う在庫品の價格差益金より價格平償資金として赤

No. 12 21年3月改訂にいたるまでの鐵鋼價格(單位円)

品 種 別	ベ ー ス	昭和16年7月	昭和20年12月	昭和21年3月
棒	鋼 19mm	189	1,630	2,600
厚	板 12 <sup>ク</sup>	223	1,960	3,030
薄	板 1.6 <sup>ク</sup>	269	2,430	3,760
普	通 線 材 5.5 <sup>ク</sup>	194	2,000	3,100
錫	力 0.314 <sup>ク</sup>	443	3,570	5,520
瓦	斯 管 3 1/2吋	338	2,890	4,470
帶	鋼 2.7mm	259	2,230	3,530
重	軌 條 50kg	206	1,680	2,600
輕	軌 條 10kg	208	1,850	2,850
製	鋼 用 條 2 號	81	830	1,300

鐵鋼補給金に関する一考察

備考 鋼材俱樂部資料より

第六十八卷 二三八 第四・五號 一一四

字補填のために支出されることになり、鐵鋼についての二十二年年度價格差益納付金中普通鋼の差益は生産者の損失補填のため免除される旨法令で保證されたのである(但し特殊鋼は價格改訂なし)かくてその支給總額は、二十一年八月より二十二年三月までの分に對して四五〇〇〇萬圓、二十二年四月より六月までの分に對して三三三〇〇萬圓にのぼるといわれている。

然しその間にも生産費と價格との乖離は益々大きくなり、インフレは悪性化する一方で、ここに政府は二十二年七月全面的な價格改訂を行った。鐵鋼に於ても他の安定帶物資と同様に消費者價格と生産者價格の二本建が採用され、見込生産量(二十二年七月—二十三年三月)銑鐵三五萬トン、鋼材五〇萬トンを前提として價格引上げを決定するとともに、一般會計より補給金が支給せられ、ここに本格的な鐵鋼補給金支拂體制が確立せられた譯である。それはまた鐵鋼業自體の問題としてみれば假令國家財政の支援によるにしろ、インフレ利得の獲得から生産による利潤確保への移行を意味したといえよう。

然しながら二十二年七月改訂の鐵鋼價格も同年度多期の渇水による電力飢饉、賃銀闘争、物價高等のために結局は二十三年六月の物價補正にまで至らねばならなかつた。この時の補正は前回の方針を踏襲し、年間濫定生産量銑鐵六七萬トン、鋼材八四萬トンを前提とし賃銀、石炭等の織込價格算定の上價格を改訂之に應じて補給金單價を決定したのである。このようにして支

No. 13 第二次及び第三次物價體系における鐵鋼價格 (單位円)

品 種 別	ベース	22年7月改訂價格			23年6月改訂價格		
		生産者 CIF	需要者 CIF	補給金	生産者 CIF	需要者 CIF	補給金
棒 鋼	19mm	10,510	5,990	4,520	21,300	10,120	11,180
厚 板	12"	12,670	7,250	5,420	24,070	12,250	11,820
薄 板	1.6"	15,270	8,690	6,580	30,160	14,690	15,470
普通線材	5.5"	12,340	7,010	5,330	24,810	11,850	12,960
鉄 力	0.314"	23,060	13,120	9,940	63,740	38,200	25,540
瓦 斯 管	3 1/2吋	17,660	10,060	7,600	38,090	17,000	21,090
帶 鋼	2.7mm	13,520	7,730	5,790	27,940	13,060	14,880
重 軌 條	55kg	12,680	7,250	5,430	26,840	12,250	14,590
輕 軌 條	10"	11,510	6,590	4,920	24,620	11,130	13,490
製鋼用鉄	2 號	6,750	3,050	3,700	15,080	3,600	11,480

鐵鋼補給金に關する一考察

備考 鋼材俱樂部資料より

出された補給金額は、二十二年度三、八七三萬圓、二十三年度二〇、八九三萬圓という、尨大な數字を示しているのである。

ドッジ均霑財政の確立の見透しがつけられて先ず最初に行われたのは二十四年四月の半製品に對する補給金の削減と之に伴う價格の改訂であり、生産者價格は平均一二%の切下が行われた。然し本格的な削減は次の九月の石炭補給金撤廢より始まつた。即ち、この結果として企業合理化を夫々一〇%見込んだ上で生産者價格を鉄鐵二二%、鋼材一八%引上げ、同時に消費者價格も一〇五%及び三六%引上げた。更に二十五年一月には第三次の措置として輸入石炭補給金並びに鉄鐵補給金の削減が行われ、生産者價格は鉄鐵八%、鋼材一%、消費者價格は夫々三%引上げた。また第四次の措置は二十五年七月に鋼材補給金を全廢し、これとともに鉄鐵補給金を平均五〇%削減、第五次としては、十月に再び鉄鐵について削減を行い、二十六年四月以降は全面的に撤廢を行つたのである。

戦後の國家財政に於て極めて特徴的な性格は終戰處理費と補給金の額が極めて大きく、往時の軍事費に匹敵するということであり、中でも補給金は終戰處理費とは逆にドッジ豫算に到るまで漸次膨脹していつた。そのうちでも鐵鋼補給金の額は二十四年度まで増大の一途を辿り、特に一六表にあるように、安定帶物資中に占める比重は大きく、その支配的性格を示すとも

No. 14

補給金削減過程における鐵鋼公定價格の推移 (單位円)

品種別	サイズ	24年4月改訂價格			24年9月改訂價格			25年1月改訂價格			25年7月改訂價格		
		生産者 CIF	需要者 CIF	補給金	生産者 CIF	需要者 CIF	補給金	生産者 CIF	需要者 CIF	補給金	生産者 CIF	需要者 CIF	補給金
棒 鋼	19mm	18,720	10,120	8,600	23,000	13,760	9,240	25,540	18,000	7,540	}	}	}
厚 板	12"	21,080	12,250	8,780	25,700	16,250	9,450	27,810	21,010	6,800			
薄 板	1.6"	26,450	14,690	11,760	32,790	20,260	12,530	33,540	25,940	7,600			
普通線材	5.5"	21,790	11,850	9,940	26,990	16,320	10,610	27,260	21,400	5,860			
鉞 力	0.314"	61,320	33,200	23,120	74,190	48,760	25,430	74,990	63,400	11,590			
瓦斯管	3 1/2號	34,320	17,000	17,320	41,330	22,910	18,420	45,210	30,100	15,110			
帶 鋼	2.7mm	24,620	13,060	11,560	29,470	17,230	12,240	30,780	21,880	8,900			
重軌條	55kg	23,620	12,250	11,370	28,810	16,750	12,060	28,760	22,000	6,760			
輕軌條	10"	21,820	11,140	10,680	27,130	15,780	11,340	27,920	20,700	7,220			
製鋼用鉄	2 號	13,300	3,600	9,700	17,000	7,400	9,600	18,360	9,750	8,610			
											18,100	11,880	8,820

備考 鋼材俱樂部資料より

に鐵鋼業に対する補給金政策の残存性の強さも示しているのである。

以上の鐵鋼製品同價格補給金の他に原料補給金としての特産向石炭補給金があることは上述した所で、それが石炭を多量に

使用する重工業の原價高を緩和する働きをもつたことは自明である。

(註) 例えは、銑鐵價格を一〇〇とした場合の石炭費の増減は米國で一〇—一五%、印度で約三〇%に比し、日本で

は五〇%餘りである。また戦前及び戦後を比較すると昭和九年で三〇・四%が戦後二十五年では五三・七%にな

つてゐる。  
この補給金は一般消費者と特定消費者價格の差額について支

No. 15

價格調整費内訳

(單位百萬圓)

	22年度		23年度		24年度本決算		24年度補正決算		25年度		
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	
安定帶物資分	石炭(特産向)	① (299) 9,658	41.6	16,062	25.7	(5,291) 36,500	20.7	(5,291) 17,653	12.8		
	鐵 鋼	3,873	16.7	20,893	33.4	(5,429) 41,600	23.3	(5,429) 43,455	27.3	18,769	20.9
	非鐵金屬	808	3.5	2,576	4.1	(361) 2,800	1.6	(361) 1,400	1.0		
	肥 料	1,815	7.8	10,201	16.3	(3,151) 17,400	10.2	(3,151) 22,937	14.6	13,702	15.2
	ソ ー ダ	159	0.7	1,030	1.6	(722) 1,900	1.3	(722) 1,904	1.5	800	0.9
	計	16,313	70.2	50,762	81.2	(15,000) 100,200	57.0	(15,000) 87,349	57.1	33,271	37.0
輸入物資分					83,300	41.2	73,151	40.8	56,729	63.0	
その他	6,912	29.8	11,737	18.8	37,000	1.8	3,700	2.1			
合 計	23,225	100.0	62,500	100.0	202,200	100.0	179,200	100.0	90,000	100.0	
總歳出に對する比%	10.8		13.2		28.7		24.1		13.6		

備考 1. ( ) は前年度繰越分 但し①は含まれない

2. 國立國會圖書館、前掲書及び大藏書「國の豫算25年度」より作成

No. 16 安定物資補給金中の各物資向補給金の相対的比重 (%)

		22	23	24本	24補	25
石	炭	59.2	31.6	36.3	22.4	—
鐵	鋼	23.7	41.2	40.8	47.8	56.4
非	鐵、金	5.0	5.1	2.8	1.7	—
肥	料	11.1	20.1	17.8	25.5	41.2
ソ	—	1.0	2.0	2.3	2.6	2.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

鐵鋼補給金に關する一考察

No. 17 石炭價格 (單位圓)

	一般消費者價格	特定消費者價格
22年7月	1,208.58	600
23年6月	3,345	1000

No. 18 鐵鋼向石炭値引額 (トン當り圓)

	一般價格	鐵鋼向價格	政府補助金
輸入炭	4,885	1,985	2,900
特一號炭	4,621	1,407	3,214
特二號炭	4,513	1,382	3,131
發生爐炭	5,091	2,023	3,069
一般炭	4,972	1,997	2,973

備考 「鐵鋼」1卷 5號より

No. 19 特定産業向石炭補給金 (鐵鋼分)

		數量(裸)	消費者價格	消費者價格	補給金單位	補給金額
		トン	円	円	円	百萬円
國	内炭	4,500			2,680	12,060
(同)	總計	(12,690)			(2,680)	(30,200)
輸	入炭	1,600			3,258	5,213
(同)	總計	(1,920)			(3,258)	(8,000)
	計	6,100				17,273
(同)	總計	(14,160)				(38,500)

給される譯であるが、一七及び一八表は特産向石炭の低價格を如實に示している。今二十四年度本豫算について鐵鋼向石炭補給金をみれば一九表の通りである。然しこの補給金は二十四年八月を以て廢止せられた。だが注意すべきことには、この補給金も鐵鋼製品の場合と同様に銑鐵及び普通鋼々材に限られており特殊鋼向石炭は支給の枠より外されているのである。

(註) ここに、普通鋼と特殊鋼の兼業メーカーが普通鋼用に安い價格で石炭を買入れ之を特

No. 20 輸入補給金單價

		1948年7月
石	炭	3,815
鐵	鐵	3,914
銑	鐵	16,200
マ	ン	7,952
水	晶	10,300
マ	グ	10,000
ン	ネ	
カ	シア	
	フリ	

殊鋼用に使用  
するといふ非  
離の根拠があ  
る。

鐵鋼向輸入補給  
金については、二  
十四年度より一般  
會計豫算に計上さ  
れるとともに、支

給せられる品目も銑鐵、石炭、及び鐵銑石に限定せられたことは  
上記した所である。今二十四年度以前の輸入鐵鋼原材料に對す  
る補給金がどのような状態にあつたか正確に知る術もないが、  
大藏省主計局の推計によると、二十三年度では二〇表のような  
額がトン當り支出されていたといわれる。之が二十四年度では  
二一表の通りである。然し二十四年度以降幾度かの補給金削減  
に伴う鐵鋼價格の引上げやその他生産技術の改善などによつて  
輸入原材料の價格を必ずしも低位に抑える必要もなくなつたた  
めに、二十五年度的に計上された鐵鋼原材料向輸入補給金は殆ど支  
拂われなかつたともいわれている。

以上のところで明かなように直接的及び間接的補給金は極めて  
尠大な額を示している。これ等三種の補給金が一應豫算に計  
上された二十四年度に於て鐵鋼商品に使用される原材料及び製

鐵鋼補給金に關する一考察

No. 21

24年度鐵鋼向輸入補給金

	鐵	石	炭	銑	鐵	合	計
數	1,675	1,600		120			
量							
噸							
現行貿易應價格	6,640	7,949		29,050			
現行貿易應拂下價格	2,260	4,835		3,960			
補給金單價	4,390	3,114		26,090			
補給金額	7,328	4,982		2,505		14,839	

備考 「鐵鋼」1卷 5號

No. 22

24年度鐵鋼商品に使用される價格調整費

	價格調整費	全價格調整費 に對する割合	比	率
銑鐵及鋼材補給金	41,600	20.5%		56.5%
石炭補給金	17,273	8.9		23.4
輸入原料補價	14,839	7.3		20.1
計	73,712	36.7		100.0

備考 「鐵鋼」1卷 5號

	25年度 豫算	24年度豫算		合計	24年度補正 豫算と25年 度豫算の差	
		當初豫算額	補正による 増減			
鐵	國內補給金	13,987	17,500	△ 2,364	15,136	1,149
	鐵製半製品	0	1,100	311	1,411	1,411
	鋼材	4,624	22,300	1,056	23,356	18,732
	鐵管	158	700	△ 175	525	367
	特産向石炭補給 金	0	12,194	△ 6,258	5,936	5,936
	輸入補給金	1,955	10,336	△ 6,000	4,336	2,381
	粘結炭	512	2,505	△ 900	1,515	1,003
	鐵石	4,664	7,352	△ 1,870	5,482	818
	合計	25,900	73,987	△ 16,290	57,697	31,797
	肥料	17,650	34,008	4,317	38,325	20,675
鋼	ソーダ	800	3,148	△ 771	2,377	1,577
	銅	0	2,800	△ 1,400	1,400	1,400
	特産向石炭及び輸入 炭	0	13,758	△ 9,341	4,417	4,417
	その他	45,650	59,495	△ 1,831	57,668	12,018
	前年度安定帶物資分	0	15,000	2,316	17,316	17,316
總計	90,000	202,200	△ 23,000	179,200	89,200	

鐵鋼補給金に關する一考察

第六十八卷

二四四

第四・五號

一一〇

- 備考 1. 特産向石炭及び輸入炭——鐵鋼, 肥料, ソーダ向を除く  
 2. その他とは鹽, 食糧及び飼料, 工業用資材  
 3. 大藏省「國の豫算25年度」より作成

品に對する補給金を調べると二三表の通りで、全價格調整費の三六・七％という大きな比重を占めてゐることがわかる。それが兩り二十四年度補正豫算及び二十五年度豫算に於て節減せられた跡は二三表の示す所で、輸入食糧及び飼料に對する補給金の相對的増大を別として、鐵鋼向補給金の重要な地位に變りはないといえる。(固より之等の數字は豫算額であつて實際の支拂額は現實の補給金撤廢過程に伴つて異つてゐるのである)

以上の數字の例證でも明白なように、補給金政策に於てその支配的地位を占めた鐵鋼業に對する

補給金は、戰後經濟の恢復過程がその力點を奈邊に置いたかを推察せしめるもので、生産手段生産部門の基幹産業として全産業の基礎的素材提供部門たる鐵鋼業は、その重要性によつてこのような補給金支出の最重要な對象たり得、かくてまた重工業中心の經濟再建過程は、低價格の鐵鋼商品を基礎として再生産の軌道に乗りつつ、他面價值法則の貫徹を阻害する高い生産費——それは逆にすれば低價格——が、國家財政という不分明な容器のなかに紛れ込んでいたといえるのである。

### III 價格構成上よりみた補給金

前節でみたように財政上極めて大きな比重を示した鐵鋼向補給金はしからば價格構成上どのような比重をもつてゐるか。以下若干それを分析してみよう。

生産者價格及び需要者價格を決定するに際しては、民間業者の提供する原價計算の資料を基礎として生産數量で加重算術平均することによつて生産者價格を決定する。

(註) この場合資料提供者は主として五大メーカー、就中一貫メーカー三社に限られ、特殊的には帶鋼における日亞製鋼、鉄力における東洋鋼板等が選ばれる。

それと他面物價體系との關連に於て安定物價として決定される需要者價格との差額を製品單位當り補給金として公定するのであり、かくて次のような等式が成り立つ。

生産者價格 = 生産者 CIF 價格 - 需要者 CIF 價格

鐵鋼補給金に關する一考察

生産者 FOB 價格 - 需要者 FOB 價格  
CIF 價格 - FOB 價格 = 需要者 CIF 價格

このような補給金單價、從つてまた生産者價格の決定に際して年間豫定生産量、換業度、原料配合比その他が前提されるが之等が國民經濟の推移や鐵鋼業自體の變移につれて變化することはいうまでもない。今この前提條件の變化を極く概括的に示すと、

二十一年三月

一、豫定生産量 銑鐵年産五八萬トン、鋼材年産五〇萬トン

二、賃銀 日收一圓二七錢、月收三九〇圓

三、製造原價に對して一三%の利潤を認む。

二十二年七月

一、見込生産量(七月—二十三年三月) 銑鐵三五萬トン(年産四七萬トン)、鋼材五〇萬トン(年産六七萬トン)

二、炭價 補給金を差引き六〇〇圓

三、賃銀 平均二、三五〇圓を鐵込

四、利潤は計上せず。

二十三年六月

一、年間豫定生産量 銑鐵 六七萬トン、鋼材 八四萬トン

二、賃銀 五、〇二二圓(時間外六%を加えて五、三八八

四) 三、石炭 特産同一、〇〇〇圓  
二十四年四月

一、生産見込數量 銑鐵、一九〇萬トン、鋼材、一九二萬トン、(但し價格算定のための數量は夫々九三・六%、六七・七%)

二、勞賃 八、九四四圓

となつてゐるが、固りこれだけが前提となつてゐる譯でなく、またその時々々の政治的意圖によつても少からぬ影響を受けてゐるであらうことは想像に難くない。

今このよゝうな價格決定の根柢に在る種々の事情は別として、結果的に表わされた數字について生産者價格と補給金單價との比率をみると二四表の通りである。(前掲價格表参照) これでもつても補給金の大きな比重を或程度知り得る。然しながら之は銑鐵及び鋼材の製品補給金という最後の表面化する數字を示すにすぎないのである。

前述したよゝうに鐵鋼商品は二重、二重の補給金を受けてゐる。この原材料補給金は前表には現れず、かくされた補給金として實質的には大きな補助的役割を果してゐるのである。今昭和二十四年四月物價改訂時における價格構成についてみると、通産省の分析によれば、銑鐵の場合、その生産者CIF價格と補給金總額を加えた裸生産者價格に於て、素材に對する補給金

No. 24 生産者CIF價格と補給金單價の比率

品 種 別	ベース	22,7	23,6	24,4	24,9	25,1
棒	鋼 19mm	43	52	47,7	40,2	29,5
厚	板 12"	43	49	43,5	36,8	31,6
薄	板 1,6"	43	51	46,0	38,2	22,7
普 通	線 材 5,5"	43	52	52,0	39,5	21,5
鋼 筋	力 0,814"	43	40	40,0	34,3	15,4
瓦 斯	管 3 1/2吋	43	55	52,0	44,6	33,4
帶 重	鋼 條 2,7mm	43	53	48,4	41,5	26,9
輕 軌	條 50kg			49,6	41,9	23,5
輕 軌	條 10"	43	55	50,4	41,8	25,9
製 鋼	用 銑 3 號	55	76	52,7	47,3	46,9
鑄 物	用 銑	55	66	60,0	40,2	46,9

備考 鋼材俱樂部資料より

鐵鋼補給金に關する一考察

	銑		鐵		丸		棒	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
素材に對する補給金	鐵石	3,403	13.3		2,647	7.35		
	鐵石	3,755	13.8		2,635	7.25		
	計	7,158	27.1		5,282	14.6		
特産向石炭値引	銑鐵補給金	6,822	24.4		5,285	14.6		
	銑鐵補給金				6,809	18.9		
	總額	13,780	51.5		17,349	48.0		
生産者 C I F 價格		13,300	48.5		18,720	52.0		
總計		27,030	100.0		36,069	100.0		

備考 通産省通商鐵鋼局編「日本鐵鋼業の展望」より

第六十八卷

二四七

第四・五號 一二三

No. 26 生産者價格と需要者價格

	銑	鐵	丸	棒
A 裸生産者價格	27,080	36,069		
B 生産者 C I F 價格	13,300	18,720		
C 國內價格差補給金	9,700	8,600		
D 需要者 C I F 價格	3,600	10,120		
D/B %	27	54		
D/A %	13.3	28		

は五一・五%を占め、生産者 C I F 價格の四八・五%を上廻つてゐる有様である。その銑鐵には自家用たると外賣たるを問わす、補給金が支拂われている。この補給金單價は九、七〇〇圓であつて、丸棒一トン當り六、八〇九圓の補給金が含まれる。かくて出來た銑鐵及び丸棒の生産者 C I F 價格は夫々一三、三〇〇圓、一八、七二〇圓であるが、實はそれに匹敵する補給金が、實質的に支給されている譯である。之を總計したところの二七、〇八〇圓及び三六、〇六九圓こそが生産者價格の裸の姿である。この裸生産者價格と現實の公定價格の關係は二六表の通りで、需要者價格は、生産者價格の二七%と五四%、裸生産者價格の一三・三%と二八%という極めて低い價格に決定されている。また他の例によれば、二十三年度には、原料補給金を併せると、銑鐵ではその額は生産者價格の一・七倍弱に達するともいわれている。

いわばこのような低價格に需要者價格が決定せられたことは鐵鋼業に隣接する關連産業の復興がこの低い鐵鋼價格

に基いて行われたことを示すものであり、更にまた戦後鐵鋼業の再建がこのような巨大な補給金の支拂に支えられていたことが分る。裸生産者價格が戦後インフレと企業の荒廢の中に自生的に決定せられる自然的市場價格とすれば、その八〇%乃至五〇%の補助の下に決定される需要者價格は、極度に人爲的にしてしかも國家權力を反映せる價格といつてよいであらう。

#### IV 支拂機構

このような補給金が如何なる機構を以て支拂われていたかをみることは、老大な官僚機構——密生的な機構——の中に於て資本と權力の關係を最も集中的に表現する場でもあるともいえるよう。

鐵鋼向補給金支拂業務は前述の如く價格調整公團を通じて行われてきた。この價格調整公團の業務としては、價格平準、運費平準、價格差補給の三つがあつた。

(註) 價格平準制とは、自然的條件、生産方法の相違その他止むを得ない條件によつて生産者價格が著しく異なる場合、及び輸入品と國內製品の價格が著しく異なる場合に於て、個々の買入價格をプールして需要者價格を一本にするものである。

次には、運賃の價格に占める割合が比較的大きな物資について、生産者には實際の運賃を支拂い、需要者には

輸送距離其の他輸送條件の相違に拘らずプール運賃を負担せしめて、需要者價格の調査を行うものである。

價格差補給制については、價格差補給金の支出による需要者價格の引下げを行うものである。(大藏省國の豫算二十五年度「より」)

この中、鐵鋼關係としては、銑鐵、普通鋼々材及び半製品、鑄鐵管については價格差補給及び運費平準を併用したのである。本來的には、各企業より提出された原價計算書を基礎として物價廳に於て決定された生産者價格と需要者價格の差額を補償すると共に、他方運賃を平準する業務を行つたといつていいであらう。然しながらその方法は複雑でありまた時の経過につれて變化している。今その大要を示すと、先ず最初には生産買取方式による全面買取賣戻方式を採用した。之は、先ず鐵鋼商品が生産されると同時に公團に一應FOB價格で買取られた後、出荷と共に再びCIF價格でメーカーに賣戻されその差額が公團手數料及び運賃プールとして公團に吸い上げられ、之で以て手數料平準、運費平準を行う仕組である。と同時に需要者價格との價格差の補償を行うのである。

この様な買取資金は公團法の定めにより復興金融庫からの融資によることになつていた。従つてその運轉資金は全て復金融資によつて賄われていて、二十三年三月には殘高は三四億四

	買 取		賣 戻	
	數 量	金 額	數 量	金 額
鐵 鋼 部	3,020,347	21,439,585	2,900,225	24,076,264
銑 鐵	982,356	3,195,046	967,380	4,059,615
鋼 材	1,575,697	16,570,463	1,450,899	18,390,957
亜鉛鐵板	30,058	935,053	25,460	893,182
鑄 鐵 管	31,974	330,493	26,224	318,995
鐵 鐵 石	400,262	408,530	430,262	413,515
非鐵金屬部	1,373,521	7,611,177	1,414,677	7,132,789
無機化學部	2,831,425	11,750,060	2,809,939	11,835,486
有機化學部	192,403	10,088,068	192,728	11,843,561
石 砂 部	12,482,011	2,233,519	12,482,011	3,593,010
合 計	19,899,707	53,122,409	19,799,580	58,531,110

備考 國立國會圖書館 前掲書

六百萬圓に上つていたが、その後二十三年六月に發足した認承手形制度によつて復金への依存者も漸減し、また資金の節減も可能となつた。

(註) 公團認承手形制度について、大藏省「國の豫算二十四年度」では、次の通り説明せられている。

「公團は業者より商品資材等の引渡しを受け、業者に對して引取證(正副二通)を交付、業者はその引渡代金を手形金額とする約束手形を振出す、手形期間は六〇日以内とする。振出した業者は當該手形に認承申込書、取引先銀行の融資承諾書、公團引取證を添えて公團に呈示し認承を受ける。之に對して公團は審査の上認承スタンプを押捺する。要するに認承とは商品の取引事實及び業者に對し手形期日迄に代金を支拂うことを確認するものに外ならない。公團は認承と共に業者に對し手形金額に對する手形振出より満期日迄の利息を支拂う。次に業者は認承手形に公團引取證、支拂依頼書を添付して取引先銀行に呈示し融資を受ける。融資銀行が支拂依頼書に所定事項を記入して公團に返付すれば、公團は融資銀行の指定する銀行に融資銀行への振込を依頼する。かくて公團は振込依頼銀行を通じて送金し、代金の支拂はここに完了する。手形期日前に決済せられた場合、融資銀行は決済日の翌日より手形期日迄の利息を振出人に返し、

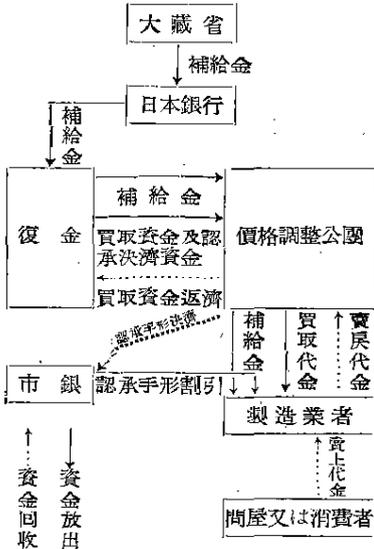
振入人は之を公團に返納せねばならない……」

この生産買取による全面買取賣戻方式は後述するように一種の金融的機能を果たした點が注目されなければならない。即ち、生産されるや直ちに買取られた商品は實際にはメーカーの手許に置かれたままで、出荷後賣戻される迄の間の時間的ズレを利用して買取代金はメーカーの手に於て運轉資金の役割を果たした譯である。それは、公團より直接買取代金が支拂われた場合にも、また認承手形により市中銀行から割引いて賣う場合にも本質に於ては何等異なる所はない。而して資金供給の不足した時期に之が相當大きな役割を演じたことは見逃せない事實である。然しこのような方式が本来の價格操作の建前より逸脱するものであることは論ずる迄もないところで、多くの批判論難により漸次他の方式に移らなければならなかつた。即ち、従来の生産買取方式の出荷買取方式への移行によつて時間的ズレを縮少するとともに、二十四年七月から全面買取賣戻の煩雜な方法に代つて差金決済方式が採用せられた。之によれば運賃平準と價格差補給とが同時に行われ、實質的には補給金及び買取代金と賣戻代金の差額が洗れるのみで一應公團の金融機關的機能は消滅したが、更に二十四年十二月を以て運賃平準業務も廢止せられ、ここに鐵鋼向補給金支拂業務は極めて簡單化されるに到つた。かくてそれ以降公團より支給される金額は補給金より公團手數料を差引いた額で、之を製品の出荷後支拂えばよいこととなつ

たのである。

いわば生産買取方式は、價格差補給のためには必要な方法とはいへ難く、又實際に於ても價格差補給は出荷買取方法で行われていたことであつて、寧ろ運賃平準業務を殊更に煩雜化することによつて本来の價格操作を越えた資金面の救濟を行う點に意圖があつたといひ得、このような複雑な方法を以て補給金支拂が行われたところに公團のもつ意義の一端が窺えるのである。

(註) 今上述したところの全面買取賣戻方式に於ける資金の流れについて極めて簡単に圖を描けば、次の通りである。



但し、この場合認承手形制度をも併せて示した。復金の機能停止後は、補給金は國庫より直接交付され、買取代金は認承手形によつてゐる。更に又差金決済方式の場合では補給金は何等變化なく、買取代金と買戻代金の差額が流れてゐた譯である。

- (1) 復金調査課「鐵鋼價格の推移と復金鐵鋼融資狀況」
- (2) 復金調査課 同 右
- (3) 菅谷重平「日本鐵鋼業の基本的性格」

## 五 戦後鐵鋼補給金の意義と問題點

以上種々の觀點よりみた鐵鋼補給金は、では一體國民經濟の再建過程に於てまた鐵鋼業の恢復過程に於て如何なる意義をもち如何なる作用を與えたか。それは極めて多くの困難な問題を含んでゐるが、その幾つかについて以下に考察してみよう。

### I 補給金政策の矛盾と限界

物價政策の裏付けとして出現した補給金政策の本來的意圖は前述したように、國民經濟の再生産過程の恢復を基礎的生産財部門より振興せしめることに在つた。しかしその過程に於てたえず厳しい批判を浴せられ、所謂補給金論争と呼ばれるもので惹起したようにそのもつ意味は大きい。

それは先ず價格體系の設定に關して問題をもつてゐた。即ち鐵鋼價格→石炭價格→勞賃という順序で低い鐵鋼價格より

鐵鋼補給金に關する一考察

出發した低賃銀政策、國民の消費生活の壓迫が所謂買銀物價の悪循環の下に行われたといわれ、且つまたそれに對する是非論が活潑に戰わされた。がまたこの賃銀政策は補給金政策と鋭い對立を示すものであつた。國民經濟の再生産過程に於て經濟構造の兩極——基礎的な生産財生産部門と國民一般の消費能力——を對置し、財政の場を通じて一方にはその企業の存續と擴大をまた他方には莫大な租稅負擔をもたらしたのである。しかも膨脹する財政支出は赤字財政を現出せしめ、インフレを結果し、かくすることによつて補給金政策は自らの根柢にある物價體系を破壊する。インフレ激化——物價騰貴——公定價格からの乖離——公定價格の引上げ、その限りに於て補給金政策は自己矛盾に陥るべき必然性をもつてゐた。このことは、生産恢復が進捗し生産量が増大するとともに補給金支出が増大することによつても、一段と激化される傾向をもつてゐる。昭和二十四年度本豫算についてみた場合、二十三年六月物價補正時より補給金單價の切下が行われながら、その總額に於て二十三年度より倍加してゐる事實は、このことを如實に物語つてゐるのである。いわば物價騰貴とインフレ財政の悪循環ともいふべき過程は數字の價格改訂と年々の補給金増加に現象した。この補給金政策が與えた影響は固り過少評價することを許さないものをもつてゐる。唯然し補給金政策が價格のメカニズムを通じて作用するものである限りに於てそれは本來一の限界をもつてゐるとい

わなければならぬ。尨大な設備をもつて過剰生産の危機を内包した鐵鋼業が補給金支出という財政的援助の下に曲りなりにもその價值貫徹を遂行して來た過程は、然しまた一面企業が採算を無視し従つてまた企業合理化を無視して補給金目當ての生産増強に走つたことを示すものであるともいわれている。そのことはまた戰時中不均等に發展した鐵鋼業に對して無批判に尨大な設備の漸次的な稼働化の途を歩んだことを意味するといえる。補給金政策が價値の實現といういわば生産過程にタッチしない最終的結果の保證を行うものである限り、そしてまたこのような政策が縮小再生産過程より擴大再生産への移行の段階に於て現われたものである場合、戰後種々の條件の變化に應じて考えられるべき鐵鋼業の再編成という構造問題や或はその他の企業經營的生產技術的問題に對して無力であつたことは、何等不思議ではない。鐵鋼生産の増大が危機の克服を何等意味しないということは補給金政策自体のもつ限界を示すものであるとともに、鐵鋼統制が漸次撤廢された後に鐵鋼業再編成が問題にされていることはその限界を實證しているものといえるであろう。

II 補給金と企業

補給金政策自体の矛盾なり限界なりに拘らず、この「竹馬經濟の片脚」が残した影響は決して無視することは出来ない。終戰直後極度の生産不振の中にあつた鐵鋼業が補給金政策その他

No. 28 全國生産高の推移 (トンM/T)

	銑	鐵	普通鋼々材
昭和21年	16,919		36,995
22年	28,951		55,417
23年	67,335		104,070
24年	129,057		176,450

備考 八幡製鐵總務部調査課 「鐵鋼統計」 Vol. 1, No. 3

の立直りが戰後經濟再建に關する一大課題であつた經濟民主化の線に沿つたものか否か疑わしいが、のみならず鐵鋼業自体の構造に關しても偏破な恢復過程を辿りつつあつた事實をみるこ

とができるのである。戰時中生産擴充の途を辿つた鐵鋼業が特に兵器生産の要請の下に特殊鐵鋼生産部門に於てその飛躍的發展を遂げたことは周知のところである。だが軍需生産を指向したこのような不均等發展が戰後變貌をとげざるを得なかつたことは當然であり、この傾向は特殊鐵鋼生産の衰退にも現れて居り、或はまた厚板中心の生産が薄板、鉄力中心に移行した事實にもみられる。このような軍需産業より平和産業への轉換に際して國家補償が銑鐵及び普通鋼を對象としたことは、例えばそれ以外のものの生産が過剩であつたというような理由があつたにしても、尙注意されな

の施策によつて大きく立直りをみせたことは疑を入れない。従つて國家統制の漸次的後退が幾多の問題を残したにしても、戰後鐵鋼資本の再編成が或程度まで遂行されたと考えることができる。然しそ

鐵鋼補給金に關する一考察

		鐵		鋼		材		
		高爐鐵	特殊鐵	平 爐	電氣爐	普通鋼	特殊鋼	鍛鋼
昭22	1/4	100	100	100	100	100	100	100
〃	2/4	115	94	145	98	125	103	88
〃	3/4	124	74	175	73	115	91	83
〃	4/4	149	45	203	73	152	103	86
昭23	1/4	229	136	239	110	189	113	177
〃	2/4	324	123	304	110	244	118	132
〃	3/4	398	108	440	108	287	119	146
〃	4/4	461	99	510	106	325	115	141
昭24	1/4	530	144	569	112	387	128	132
〃	2/4	578	134	651	101	424	88	112

備考 山田亮三 前掲書

ければならない點である。

敗戦直後の生産力低落が生産設備をもつ獨占資本に於てより深刻であつたことは周知のところであるが、然しこのような巨大獨占資本の恢復過程が相對的に著しかったことは、生産増大が高爐鐵、平爐鋼塊、普通鋼鋼材部門に於て著しいことによつても知られるのであつて、戦後の鐵鋼業恢復の過程が補給金に支えられた普通鋼生産部門の著大な恢復の過程であつたことを表示している。そのことはまた國家補償が巨大な設備をもつ獨占企業に相對的に有利な支柱を與えたことである。例えば所謂五大メーカーが補給金を如何に支拂われているかをみればこの間の消息は判然とする。戦時補給金のように個別補償を行わないうで製品別の補給金單價が一律に決定している戦後では、補給金支拂額も當然生産量の大きい企業に於て大であつたということが出来る。殊に鉄鋼一貫メーカーである八幡鐵鋼、富士鐵鋼、及び日本鋼管は自己の生産する鐵鐵と鋼材の兩方に老大な補給金の支拂をうけているのである。而もまた前述したように補給金算定が巨大企業を基礎として行われた點にも同様の傾向が窺われる。

このような企業の恢復が補給金政策の援助によつて結果的に現れたとしても、ではその經過に於て補給金は企業に如何なる作用をもたつたであろうか。それは價格調整の機能に終始するものであつたか、それとも利潤を含めて企業採算を保障する

	銑 鐵		鋼 材		合 計	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%
日 鐵	2,458,829	69.4	1,864,444	27.1	4,323,273	41.5
鋼 管	441,013	12.5	1,046,297	15.2	1,488,210	14.3
扶 桑	—	—	837,514	12.0	837,514	8.0
神 戶	—	—	565,543	8.2	565,543	5.4
川 重	—	—	504,895	7.4	504,895	4.9
の 他	638,574	18.0	2,045,949	29.8	2,684,523	25.8
合 計	3,539,316	100.0	6,864,634	100.0	10,403,958	100.0

鐵鋼補給金に關する一考察

備考 鐵鋼研究會 前掲資料

の通りで

鋼では次

無規格棒

示すと、

て一例を

格につい

る鐵鋼價

系に於け

月物價體

十二年七

ば昭和二

(註) 例え

る。

ものである。戦  
だるうか。戦  
後一律に補給  
金單價を決定  
するに際して  
も二十二年以  
後は利潤を含  
まないことが  
強調されてい  
る。

第六十八卷 二五四 第四・五號 一三〇

ある。

費	7,242.65
費	1,733.46
費	227.18
費	1,164.32
費	5.93
費	341.96
費	(-) 64.49
費	9,093.62
費	9,242.75
費	9,460.09

いしば利潤をも認めない原價主義によつて算定せられた物價體  
系とそれに伴う補給金支出では、インフレや或はまた生産不振  
等のために利潤はいうに及ばず多大の赤字の現出に企業は悩ま  
ねばならなかつたといわれるのである。

(註) 例えば二十一年三月の價格體系の場合にはその年度末

右にみられる通りに製造原價中に占める素材費の割合  
が極めて大きく八一・六%を占めている反面、減價償却  
費の極めて小であることともに僅か二・五%弱の人員費  
も留意すべき點である。而も大きな割合を占める素材  
費が尙多大の補給によつて價格を引下げられていること  
を思えば、前述した價格構成の示すように、補給金の意  
義の大きいことが判る。

素 材 費  
作 業 費  
(人 件 費)  
(其 中 費)  
(そ の 中 費)  
(工 場 管 理 費)  
副 産 物 收 入  
製 造 原 價  
業 者 手 取 價 格

三億二千萬圓、二十二年七月改訂價格では年度末一二億六千萬圓の赤字を提出、その後二十三年度に至り、石炭、鐵礦石、重油の順調な輸入によつて豫定生産量を突破し、またインフレの緩慢化等によつて補給金支拂が始めて黒字を出したといわれている。

が然し事實は果してその通りに終始したのだろうか。

補給金政策が本來的な意圖に於て低價格に基づく生産財生産部門の恢復を促すものであつたとすれば、従つてまた鐵鋼業の再建が意圖せられるものとすれば、資本蓄積が一大眼目であることは自明の理である。而して資本蓄積が生産——販賣の道すじを通ることによつて、生産物の價値の實現を通してのみ本來的に可能であるとすれば、斯かる價値實現を保證することによつて企業を正常な再生産の軌道に乗せようとする補給金政策が利潤を認めないということば、一體如何なる意味をもつているのであろうか。それは明かに矛盾と思われる。而も斯かる政策によつて現在見られるような鐵鋼業の恢復がなされたとすればそれはどのように説明され得るか。「利潤は認めず」という建前は單なる反語的表現ではなからうか。若し假にそうであるとするれば、そのような利潤はどのような形で原價を構成しているのであるうか。固り企業經營に要する資金問題を補給金のみに於て捉えることは誤りであることは當然であるが、然し補給金によつて利潤が保證されたか否かが補給金政策と企業恢復の經

### 鐵鋼補給金に関する一考察

過の内實をつく問題の一であることは否定できない。だがこの問題は少くとも表面きに發表される原價算定の資料を以てしては判斷され得ない困難を伴つてゐる。このヴェールにつつまれた戦後企業再建の謎に對して今二、三の問題をあげてみよう。

例えば、日鐵では戦後二十三年上半期までに二億八四〇〇萬圓の起業費が計上せられ、このうち設備資金として復金より借入れた額が二七〇〇萬圓に過ぎず、相當の自己資金が存在しているといわれる。このような自己資金の形成が本來的に生産物の販賣を通して可能であると考えられる場合（固より増資も考えられなければならぬし、或いはまた販賣の場合にも正常な配給ルートを通るか或は闇ルートに流れるかにも問題はあつて）では利潤は一體存在し得たか否かが問題となる。今この問題に對して解答を與えることは出來ないが、「日本鐵鋼業の基礎的條件」（佐甲三郎著）に述べられている點はこの問題に對して少からず暗示するところがあらう。即ち原價算定の一條件たる原單位について物價廳に於て算定したものと實績を對比してみれば、日本鋼管川崎の重油比を除いていずれも實績の方が下廻つてゐる。氏の述べて居られることは要するに補給金算定の基礎である原價の見積りの甘さを主張するものである。同様のことは例えば、二十四年四月價格改訂に於ても年間豫定生産量は銑鐵一九〇萬トン、鋼材一九二萬トンであるのに比して、價格算定對策數量は夫々一七八萬トン弱、一三〇萬トン強とせられ、



品 種 別	ベ - ス	8 月分	9 月分	10月分	11月分
棒	鋼 19~28mm	94.0	94.0	97.8	101.0
厚板	12~25 $\times$	96.3	100.0	100.0	105.6
薄板	1.6 $\times$ 36 $\times$	95.4	98.4	98.4	107.3
普通線材	5.5 $\times$	91.7	95.4	99.0	106.4
鋼 鋼 鋼	0.228 $\times$ 20 $\times$ 28 $\times$	93.2	96.7	99.0	107.5
瓦 斯 管	3 3/2吋	103.4	105.8	111.6	115.5
帶 軌 條	2.7mm	94.2	99.1	103.0	106.2
重 軌 條	鐵 道 用	104.3	104.3	104.3	104.3
輕 軌 條	10.12, 15kg	93.1	93.1	100.3	103.9

備考 鋼材俱樂部情報 74號より

消費資料需要の著しかった時代と併せ考へる場合、補給金政策がまた極めて大きな需要保護をなしていたことが判る。更に一の問題は、今假に自然的な市場價格以下で企業の採算がとれていたりとするならば補給金がそれ以上のものを保證していたことになるといふことである。即ち、二十五年七月鋼材補給金が全廢せられた後の建値推移について

みると價格統制時の生産者價格(二十五年一月)を下廻るものが多かった。八月分建値についていうと、一一品種の夫々のベース別三一品目に於て舊需要者價格に對しては六%乃至五・四%の値上りを示しているが生産者價格を上廻るものは九品目に過ぎなかつた。而も殆ど時を同じくして發生した朝鮮動亂後の十月分についてみても舊價格を上廻るもの一二品目に過ぎない有様であつた。このような事實は、假令操業度の上昇や企業合理化を考慮に入れても、尙舊公定價格——從つてまた補給金政策——が相當の利潤を原價中に隠していたという判断を可能ならしめるものといつていいであらう。

以上幾つかの點について述べた所は、もとより正確な原價算定に基つて出された結論ではなく、より詳細な研究に俟たなければならぬ。然し自己資金の問題や或いはまた世上幾度か論議の的になつた鐵鋼業恢復の謎もここに或程度暗示され、推測を可能ならしめられるのではなからうか。

### III 資金問題

補給金支拂業務が價格差補償に終始したものでないことは、支拂機構について述べた際に言及したところである。では一體價格差補償以上の機能をもつていたとすればそれは何であるか。いうまでもなく資金救済の機能である。それは、前述したように、全面買取賣戻方式という公團業務の内容と関連している。實際には製品はメーカーより問屋を通じて消費者に流れる

にも拘らず、買取買戻が行われたところに問題があることは、明らかである。生産—販賣、賣上金回収の期間に公團の生産買取代金がメーカーにとつて資金救済の役割を果すことによつて、公團は極めて強く金融變關的色彩を帯び、戦後インフレの激化に伴つて枯渇する運轉資金(戦時中よりの設備擴張、戦後の縮小再生産によつて未稼働設備を多く抱えていた鐵鋼業に於ては、資金需要は短期の運轉資金に於て相對的に大きかつたと考えられる)の一時的救済の擔い手となり、メーカーの企業運營の圓滑化を計つたといえる。この機能は、直接復金融資による公團資金を以て生産買取がなされた場合も、認承手形制度の登場によつて市中銀行より資金を割引いて賣うようになつた場合に於ても、何等本質は異ならない。今通産省の調べによる某代表的メーカーの收入狀況についてみても、公團の補給金支拂業務の重要性が判るであらう。而してこのことよな金融變關的機能が價格差補償の名の下に遂行されたことは、むしろそのよな機能自體が大きな眼目であつたとみることを妥當とするものと考えてよいであらう。ただし單に價格補償のみが目的であるとすれば、殊更に複雑な全面買取賣戻方式を採用する要がなかつたからである。

右に述べた公團業務の資金救済的機能は然しまた更に廣い視野に於てみるることによつてより有效である。それはまた運轉資金のみならず設備資金をも含めて資金全體に於て、國家資金及

No. 34 收入狀況推移表

	23年8月		24年3月		24年5月	
	實數	%	實數	%	實數	%
賣	573	22.3	758	21.4	936	17.3
公	659	25.6	1,000	38.2	1,218	22.5
補	600	23.5	1,050	29.7	2,200	40.6
給	132	5.1	231	6.5	271	5.0
の	600	23.5	500	14.1	790	14.6
入						
計	2,564	100.0	3,539	100.0	5,415	100.0

備考 通産省通商鐵鋼局編 前掲書

び市中銀行資金との關連についてみることでもある。いうまでもなく復金、公團及び市中銀行の三者は極めて密接な絡み合いを以てメーカーに對している。即ち復金の公團融資、復金の退場とともに出現した公團認承手形制度による市中銀行との關連、また市中銀行による補給金見返融資、復金及び市中銀行の鐵鋼業への直接的融資等々が之である。

戦後補給金は、復金融資との對比

に於て之をみる時、資本の建直し、生産恢復に對しては間接的に——價價のメカニズムを通して——作用するものであつた。

然し戦後の低下した生産性をそのままに放置して單に流通機構の調整によるだけでは阻止し得ない危機に對してはここに直接的な融資が行われなければならなかつた。ここに所謂復金融資が登場したのである。従つてそれは補給金をカヴァーし補強するものであつた。この復金融資は以上のような意味で補給金體系の補強装置であつたが、その直接的融資は市中銀行の融資と對照せしめるとき市中金融機關の投資危険を肩代りする性格をもつていた。鐵鋼業への融資中に於て占める復金融資の比重は設備資金の七三・四％に對して運轉資金は八・四％という極めて小部分にすぎない。それは戦後インフレの激化と不安定な混亂の時期に一般市中銀行よりの長期資金の供給困難をカヴァーしそのリスクを肩代りすることによつて、市銀をして収益性の大きく流動性に富む短期資金面への融資の利益を確保せしめたといふことを得よう。

(註) 今復金の鐵鋼業への融資状況をみる邊はないが、主要なメーカーの若干について簡單にみると

日本製鐵	二十四年三月迄 設備資金融資額	二十五一年一月末 現在融資殘高
日本鋼管	七三,000	七五,000
	五〇,七五	八六,四八

鐵鋼補給金に關する一考察

扶桑金屬

一六,〇〇〇

(單位千圓)

之に對して市中金融機關の融資についてみれば、短期資金融資の支配的なことがわかる。

日本鋼管

四七,二五

長期資金 二,七〇,〇〇〇  
短期資金 一,〇六,〇〇〇

扶桑金屬

一四六,〇〇〇

(二五年三月末現在)  
(二五年十月十六日現在)

また設備資金と運轉資金別にみると

富士製鐵

設備資金 二五,八〇〇

運轉資金 一,〇〇八,〇〇〇  
(二五年六月三十日現在)

更にまた市中金融機關の融資の損失を補償する保證融資も行われ、これの履行は二十四年三月の復金融資の停止後も行われているのである。

復金による補給金體系の補強装置は直接的には公團への融資にみられる。それは三五表にみられる通りであるが、この公團資金の復金依存は公團認承手形の出現、復金機能の後退及び停止につれて漸次市中銀行に移行した。かくて補給金政策は復金との絡み合いより市中銀行との關連の緊密化へ移行した譯であるが、市中銀行を利用した公團認承手形制度の他に、また直接の市中銀行から鐵鋼業への融資は補給金見返融資の形をとるも

		22年 6月 23年 3月	23年 4月 23年 9月	23年10月 24年 3月	24年 4月 24年 7月	合 計
復金融資 A	借入	12,517	14,887	13,684	5,598	46,686
	返末借入	9,071	15,424	13,794	5,598	43,887
		3,446	2,909	2,799	2,799	
認承手形 B	認承	0	8,878	28,941	20,040	57,859
	決濟	0	3,641	25,310	20,455	49,306
	期末認承	0	5,337	8,968	8,553	
(A) (B) 合計	資金調達	12,517	23,765	42,625	25,638	104,545
	返末使用	9,071	18,965	39,104	26,053	93,193
	殘高	3,446	8,246	11,767	11,352	
各期間 月平均額	資金調達	1,251	3,960	7,104	6,409	
	返濟	907	3,160	6,517	6,513	

備考 國立國會圖書館 前掲書

鐵鋼補給金に關する一考察

第六十八卷 二六〇 第四・五號 一三六

のも多く、ここに於ても兩者の決して無關係でないことが窺える。

以上みてきたところの國家資金と民間資金のつながりは經濟狀態の推移、政策の變更等によつて變化してきたことは否定できない。例えば、復金機能の停止、更にはまた見返資金の産業投資の開始等の事情、或は二十四年度よりする財政金融緊縮方針に伴う購買力の低下、金詰り、市中金融機關の重要性の増大等々。然しながらこのような變化にも拘らず、戦後經濟の恢復過程に於て補給金を始めとする國家及び民間資金の密接な關連の下に於ける強力な援助は、決して否定できない大きな影響を與えて來たのである。それは先ず廣汎な物資統制、價格統制を以てする戦後補給金制度を中心として發足したとみるのが妥當である。低價格に於ける生産復興と流通秩序の恢復——それが結果に於て成功したか否かは別として——を同時に意圖する補給金制度を中心に、戦後インフレの激化と經濟秩序の混亂によつて生ずるギャップと正常化への阻止的要因に對する強力な資金面の援助という補完的手段を以て、ここに國家資金による鐵鋼資本の再建を援助する機構を形成し、更に民間資金をも動員して、價格統制の下に於ける再建過程を歩んだということが出来るであらう。

以上述べてきたところで明らかなように、戦後經濟復興の一

大推進力は補給金政策であつた。しかもこの補給金政策に於て鐵鋼業の占める位置の大ききは戰後經濟再建の重點の奈邊に存したかを知らしめる。そのことは補給金撤廢及び物資統制廢止の過程に於て他の物資に比較して鐵鋼統制が從つてまた鐵鋼補給金がながく残つていた點に於ても窺い得られる。<sup>(註)</sup>

(註) 例へば價格調整公團だけについてみて、ここでは重要鐵工業物資中石灰と肥料を除く四一品目が取扱われたが、二十五年四月で銑鐵、普通鋼々材、苛性ソーダ等八品目に整理されている。

もとより基礎的素材提供者としての鐵鋼業の重要性は否定されるべきでないが、然しまた戰後公團及び復金等の官僚機構との結びつき或はそこから流れ出る國家資本の援助による鐵鋼資本の建直しは戰時中に到達した支配的機構の再建維持に他ならなかつたことも明かである。と同時にこのような保護的統制の手が外的條件への法的措置を越えて資本の價值貫徹の仕組の中に入り込まざるを得なかつたところに、補給金政策の出現とその歴史的な性格がみられるのである。

- (1) 日本統計研究所「戰後資本蓄積における國家資金の役割」
- (2) 日本統計研究所 同 右

## 六 補給金の撤廢—國家統制の後退

いま補給金政策の出現とその終末にいたる經過を總括的に振

り返つてみると戰後所謂インフレ政策によつて企業がストック資材の喰いつぶしによるインフレ利得を吸収する過程は、昭和二十二年七月を以て補給金政策へ移行しなければならなかつた。そのことは端的なインフレ政策より生産恢復、經濟安定の政策への移行を示すものであるが、同時にまた戰後に於て國民經濟に示された國家權力の最も明確な干渉の時期でもあつた。

今迄に述べたように、單なる法的措置のみでは救済しえない資本の危機の救済という點で戰後補給金は戰時中のそれとは異つている。そしてこの補給金政策の與えた効果は可成り著しいものがあつたことは前述した所である。稼働率の上昇、生産額の増大等——殊にインフレが横這い状態を示した二十三年度に於て顯著なものがあつた。その後補給金政策は二十四年四月より減廢の方向に向つた。所謂ドッジ・ラインの出現である。もとよりこのような政策の移行は内外の政治的經濟的状態の變化と深い關連をもつてゐることは當然である。従つて問題の考察に於て國際的な視野をもつことは極めて重要である。然しここでは一應そのことは措いても、ドッジ・ラインの出現は經濟安定、國際經濟への参加を意味した。即ち、國家の直接的な保護の手をはなれて、企業は國際經濟に自力で登場することとなつたのである。(然しながら、このことは國家統制の全面的消滅を意味するものでは決してない。それは表面的には姿を消しているが、しかし異つた形態に於て維持せられて居るとともに、また

國際的な視點が強く浮び上つてくるが、ここではそれも一應論外に置くことにする)

いわば戦後の經濟の荒廢の時期から國際經濟に参加する迄の間に企業の恢復のための最も大きな國家的保護の手が補給金政策であつたのであり、また、一應このような段階にまで企業の恢復を可能ならしめたのも補給金政策に他ならなかつたのである。

鐵鋼業の恢復が補給金支拂を中核とする國家資本の援助の下になされたところの戦後再建過程は昭和二十四年度より漸次的な補給金撤廢の過程に移行していつた。「竹馬經濟の脚」の切斷は至上命令であつた。かくて數次にわたる補給金削減過程を経て、二十六年三月の銑鐵補給金廢止を以て戦後鐵鋼補給金政策は終止符を打たれるに到つた。

私的企業の經濟活動が價値の實現を目指し、そこに於て活動の集約的表現が與えられるとすれば、このような表現の擔當者としての補給金の機能は、戦後經濟の荒廢の中に於ては極めて直接的ななをしてまた大きな保護の手であつた。が然しながらかくて恢復した生産力は果して鐵鋼業の危機の克服を意味したであらうか。むしろこの補給金政策によつて行われた企業援助はそこに内在する矛盾を隠蔽するのに役立つたにすぎないといえるのではなからうか。

戦後鐵鋼業存立の條件の變化に伴う矛盾は、それを糊塗して

いた國家統制の後退につれて問題化して來なければならなかつた。それは先ず第一には原料價格、生産コストの昂騰に現れた。しかもまた他面經濟安定政策に伴う財政資金の引揚げ、金融面の引締等の施策は有效需要の減退を來し、二十三年度下期よりの急激な生産の上昇と照應して、原料高の製品安という聲が叫ばれるとともに在庫品の増大、賣掛金の累増等、國內市場

No. 36 在庫高及び賣掛残高

昭和	月	9	11	1	2	3	4	5	6	特殊鋼(含在)		普通鋼(賣掛)	
										高	千円	高	千円
24		9	11	1	2	3	4	5	6	179,815	4,455,032	281,841	4,478,843
25		1	2	3	4	5	6			230,961	4,959,145	255,817	5,509,536
										263,787	5,660,619	286,510	6,584,632
										294,975	7,257,148	256,631	8,488,437

備考 八幡製鐵 前掲資料

の狹隘なることが表面化するに到つた。と同時に輸出に於てもまた二十四年秋以來世界の鐵鋼供給は需要を超過し歐洲鐵鋼商品の海外市場に於ける進出著しく、スタリーング地域の爲替切下げ等の事情は國際價格に比して高い價格になやむわが國鐵鋼業の競争能力の低下を結果するものであつた。例えば銑鐵價格についてみると米國では四九ドル、印度二三ドル弱に對して日本では五一ドルとなつている。また銑鐵價格を一〇〇として石炭代と鑛石代の割合

No. 37 鐵鋼部門見返資金融資実績及計畫

(單位千圓)

	設備資金總額	内見返資金融資額内譯
24年度	3,966,311	1,417,305 鋼管 360,364 日鐵 1,056,941
25年度	16,149,139*	790,988 神戶 40,732 鋼管 244,256 富士 326,000 八幡 180,000
26年度	40,254,984*	24,417,000*

- 備考 1. \*※印は計畫(所要額推定)  
2. 森口圓二「鐵鋼業における資本蓄積の諸問題」市場分析 第12號

をみると米國では夫々三一・五%宛、印度では三六・五%と一三・二%、之に對しわが國では五一%と一九・四%になつてゐるのである。このような状態の克服のために補給金削減過程を通じて當然企業合理化が行われなければならなかつた。即ち餘剩人員の整理、賃銀制度の改革、労働の集約化、原單位の向上、熱管理の促進、販賣冗費の節減等々の努力がつづけられたが、然しながらこのような合理化も二十五年に入つて殆ど限界に達し、最早巨大な設備資金を以て設備の近代化、機械化等の施策を講じなければ合理化の進展も期待しえない状態にあつたといわれている。

他面に於て復金融資の停止、また全國業務の變化即ち全面買取買戻方式より差金決済方式への移行等によつて、鐵鋼業の資金は市中金融機關に對する依存度を強めざるを得なかつた。とともに従來復金融資によつて肩代りされていた長期設備資金は新しく登場した見返資金に期待することとなつた。これは復金融資に代る長期設備資金低利融資の唯一のものとして大きな意義をもつてゐるものとみられる。

かくて削減及び撤廢に伴う鐵鋼業の状態は、國家権力の支柱を外されることによつて表面化した種々の矛盾とその克服手段としての企業合理化の努力の過程であるといえよう。殊に二十五年七月の鋼材補給金の撤廢は極めて危機的な様相をもたらすものと懸念されていた。然し時を同じくして勃發した朝鮮動亂更には世界の軍擴態勢は逆に鐵鋼需要を保證する結果となり、鋼材補給金撤廢をカヴァしたのみならず、鐵鋼價格は次第に高騰を示し(一には原料價格の騰貴に原因はあるが)所謂動亂ブームをさえ現出しているのである。が然しこのような好景氣の中にも危機は存在しているのであつて原料殊にスクラップの枯渇に陥んで鐵鋼能力のアンバランスの問題が大きく浮び上り、例えば銑鐵銹制の廢止の是非について一貫メーカーと平爐メーカーが烈しい對立を示したのも問題は國內銑支配の點に在るのであつて、結局は銑鋼能力のアンバランスという企業構造の問題を意味しているに他ならない。動亂以後に於て鐵鋼業の近

品 種 別	ベ ー ス	25年 8月	11月	26年 1月	2月	3月
棒 鋼	19~28mm.	24,000	26,000	29,000	30,000	32,500
厚 板	12~25 ㄥ	26,000	28,500	30,500	32,500	35,000
薄 板	1.0×3×6 ㄥ	32,000	36,000	33,000	44,000	48,000
普通線材	5.5 ㄥ	25,000	29,000	31,000	33,000	36,000
鋼 力 鉞	0.223×20×28 ㄥ	88,800	102,430	112,110	119,970	129,630
瓦 斯 管	3 1/2吋 (1 呎當)	173.30	193.50	208.00	233.90	
帶 鋼	2.7~3.5×51~150	29,000	32,700	38,000	41,000	
重 軌 條	鐵 道 用	30,000	30,000	32,500	34,500	36,500
輕 軌 條	10,12,15,1kg	26,000	29,000	31,500	33,500	35,500

鐵鋼補給金に關する一考察

備考 1. 帶鋼 (富士建値) 瓦斯管 (日本鋼管建値) 以外は八幡製鐵建値  
2. 鋼材俱樂部情報より

代化への努力は現われ  
てはいる  
が、それが  
根本的な編  
成替を意味  
するもので  
ない限り、  
そしてまた  
少くとも今  
回の好景氣  
が正常な状  
態ではなく  
て異常な與  
件の變動と  
考えられる  
限り、原料、  
市場或いは  
構造に絡む  
危機的な矛  
盾は依然と  
して解消さ

第六十八卷 二六四 第四・五號 一四〇

れることなく、むしろ赤裸々な姿に於て露呈される日を豫想せしめるものであるといつていいであらう。

價格統制の撤廢即ち補給金減廢の過程は同時にまた物資統制の廢止の過程でもあつた。かくてドッジ・ラインに基すく補給金撤廢はまた國家の手になる鐵鋼統制の廢止であり、國家權力と鐵鋼業の直接的な結びつきの解除を示すものでもある。

一國の國力が製鐵事業の盛衰の如何にかかつているという言葉は、よし幾分の誇張を含んでゐるにしろ、現代における鐵鋼業の重要性を語つてゐる。従つてまた國家權力と鐵鋼業の結びつきがそれ自體に於て必然性をもつということは言い過ぎであるうか。とにかくわが國では、鐵鋼業の發展の歴史はまた鐵鋼統制の歴史でもあつた。或場合には製鐵所國營という形で、また或る場合には法的措置に基く外的保護として、そしてまた危機の激化した時代には價值貫徹を保證する強力な補給金政策として、補給金政策はいわば資本家的企業に對する最も強力な保護の手であつたといえるであらう。この鐵鋼資本の補給工作を最後に直接的な統制は一應姿を消したが、然しそれと同時に、上述したように鐵鋼業自體にとつて困難な途が約束されてゐる。とともに、新しい統制形態が出現してゐるのであるがこれらについては更に進んだ研究にその説明を俟たなければならぬ。